

各務原市内における道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 44 条第 2 項第 2 号の規定に基づく乗合自動車の停留所における一般旅客自動車運送事業用自動車等の停車又は駐車に関する関係者の合意内容については、下表の通りである

	一般旅客自動車運送事業用自動車等が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所の名称	所在地	停車又は駐車をする一般旅客自動車運送事業用自動車等の範囲	最左欄の停留所における左欄の停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障がないものとなるようにするため必要と認める事項	合意状況
1	新鵜沼駅	各務原市鵜沼南町 5 丁目 215 地内	名鉄西部交通株式会社が実施する一般乗合旅客自動車運送事業（区域運行）の用に供する自動車に限る。	最左欄の停留所における左欄の停車又は駐車は、左欄に係る運行時間内に限るものとする。	令和 8 年 6 月 5 日各務原市地域公共交通会議第 48 回において合意済み
2	緑苑口（西側）	各務原市鵜沼東町 1 丁目 138-1 番地先			
3	緑苑南（西側）	各務原市緑苑南 1 丁目 86 番地先			
4	緑苑南 1 丁目	各務原市緑苑南 1 丁目 25 番地先			
5	緑苑西	各務原市緑苑西 3 丁目 36 番地先			
6	緑苑西 1 丁目	各務原市緑苑西 1 丁目 69 番地先			
7	緑苑小学校	各務原市緑苑西 1 丁目 10 番地先			
8	緑苑北 1 丁目	各務原市緑苑北 1 丁目 26 番地先			
9	緑苑北	各務原市緑苑北 3 丁目 39 番地先			
10	緑苑東	各務原市緑苑東 1 丁目 5 番地先			
11	緑苑東 3 丁目	各務原市緑苑東 3 丁目 1-1 番地先			
12	センター前	各務原市緑苑中 3 丁目 2-37 番地先			
13	緑苑中	各務原市緑苑中 3 丁目 11 番地先			
14	緑苑南（東側）	各務原市緑苑南 1 丁目 86 番地先			
15	緑苑口（東側）	各務原市鵜沼東町 2 丁目 2 番地先			
16	緑苑コミセン東	各務原市緑苑南 1 丁目 71 番地先			
17	緑苑南 4 丁目（東側）	各務原市緑苑南 4 丁目 114 番地先			